【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（無免許市場における取引の禁止）

第百六十七条の二　何人も、第八十条第一項の規定に違反して開設される金融商品市場により次に掲げる取引をしてはならない。

一　有価証券の売買

二　市場デリバティブ取引

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】

（改正後）

（無免許市場における取引の禁止）

第百六十七条の二　何人も、第八十条第一項の規定に違反して開設される金融商品市場により次に掲げる取引をしてはならない。

一　有価証券の売買

二　市場デリバティブ取引

（改正前）

（無免許市場における取引の禁止）

第百六十七条の二　何人も、第八十条第一項の規定に違反して開設される有価証券市場により次に掲げる取引をしてはならない。

一　有価証券の売買

二　市場デリバティブ取引

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（無免許市場における取引の禁止）

第百六十七条の二　何人も、第八十条第一項の規定に違反して開設される有価証券市場により次に掲げる取引をしてはならない。

一　有価証券の売買

二　市場デリバティブ取引

（改正前）

（新設）

第百六十七条の二　何人も、第八十条の規定に違反して開設される有価証券市場により次に掲げる取引をしてはならない。

一　有価証券の売買

二　有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第百六十七条の二

①　何人も、第八十条の規定に違反して開設される有価証券市場により次に掲げる取引をしてはならない。

一　有価証券の売買

二　有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

（③　削除）

（改正前）

第百六十七条の二　何人も、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場に類似する市場を開設してはならない。

②　何人も、前項に規定する類似する市場により次に掲げる取引をしてはならない。

一　有価証券の売買

二　有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引と類似の有価証券店頭デリバティブ取引

③　前二項の規定は、第二十九条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社又は外国証券業者に関する法律第七条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた外国証券会社が当該認可を受けた業務を行う場合には、適用しない。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】 （改正なし）

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第百六十七条の二　何人も、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場に類似する市場を開設してはならない。

②　何人も、前項に規定する類似する市場により次に掲げる取引をしてはならない。

一　有価証券の売買

二　有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引と類似の有価証券店頭デリバティブ取引

③　前二項の規定は、第二十九条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社又は外国証券業者に関する法律第七条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた外国証券会社が当該認可を受けた業務を行う場合には、適用しない。

（改正前）

（新設）